

保護者の皆さまへ

# 神奈川県では自転車保険の 加入が義務化されています!

自転車に乗る人は自転車保険に  
加入しなければなりません。  
子どもの場合は、保護者が加入します。



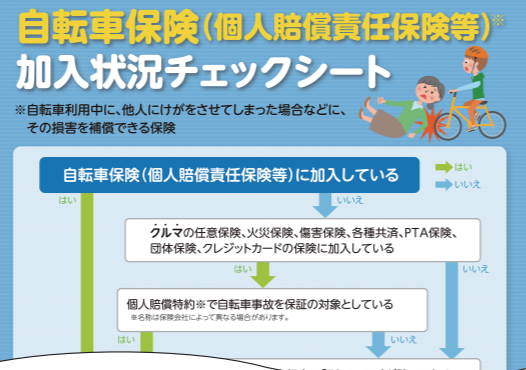
まずは

## 加入しているかどうか確認

横浜市の「自転車保険」のページでは、  
「加入状況チェックシート」などを  
載せています。

横浜市 自転車保険

検索



つぎに

## 加入するには?

保険会社や代理店のお店に行くほか、  
インターネットなどでも手続きできます。  
横浜市と連携している保険会社や代理店は、  
「自転車保険一覧」のページで  
紹介しています。



子どもが起こした事故でも、高額な損害賠償責任が発生した事例があります。  
自転車を利用する家族全員で、自転車保険に加入しましょう。

横浜市 道路局総務部交通安全・自転車政策課

令和3年3月発行

# 自転車も 安全運転!

自転車に乗るときは  
ヘルメットをかぶろう!



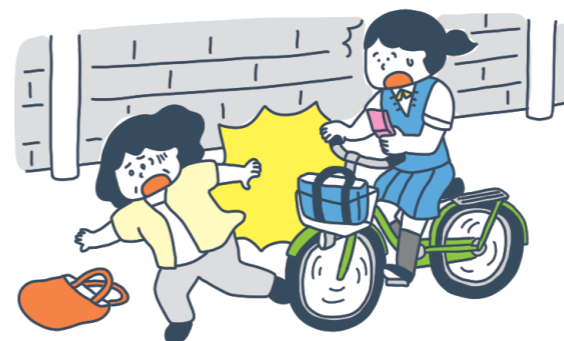
## 自転車で事故を起こしてしまうと あなたの責任になります

自転車の事故では、  
相手やあなたが大きなケガをしたり、  
亡くなってしまうこともあります

あなたは自転車に乗っているときに  
歩いている人にぶつかりそうになったり、  
事故になりそうになったりしたことはありませんか?  
事故になれば、相手が大きなケガをしたり、  
亡くなってしまうこともあります。  
そうすると、あなたはたくさんのお金を払って  
つぐなうことになります。



## 高校生に約5000万円の支払いが命じられたことも

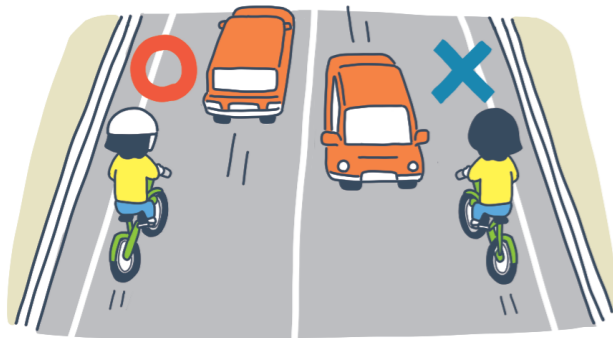


横浜市内で、高校生がライトをつけずに  
携帯電話を使いながら自転車を運転していました。  
そのとき、歩いている女性にぶつかってしまいました。  
女性は歩くことができなくなり、  
仕事もやめることになりました。  
裁判所は高校生に約5000万円を支払うよう  
命令しました。

次のページで自転車のルールをしっかりと確認しましょう!

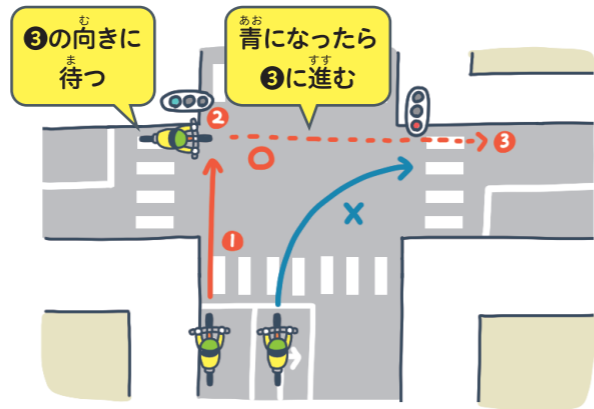
# 自転車は、「車道の左端」を走ります

## ▶ クルマと同じ向きで走る



自転車は、クルマの仲間なので  
クルマやバイクと同じ向きに走ります。

## ▶ 交差点で右に曲がる時に 間違えないように



交差点で右に曲がる時は、  
まっすぐ渡ってから②で止まり、  
右に向けて信号が青になったら③に進みます。



どちらも、守らないと「道路交通法」に違反します

## 自転車が歩道を走っているのは 次の3つの場合だけ!



「普通自転車歩道通行可」の  
標識がついているところ



自転車を運転するのが  
12歳までの子どもか、  
70歳以上のお年寄りのとき



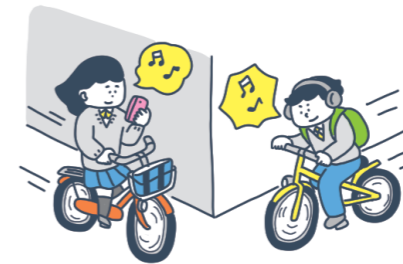
車道を走るのが危ないとき  
(工事をしている、路上駐車  
の車が並んでいるなど)



どの場合でも、歩道では車道側をゆっくり走ります  
歩いている人の安全を守りましょう

# こんな乗り方は、「道路交通法」に違反します

## ▶ ながら運転



「音楽を聴きながら」や  
「スマートフォンを使いながら」、  
「傘をさしながら」  
運転することは危ないです。  
運転に集中しましょう。

## ▶ 夜にライトが ついていない



暗いときはライトをつけて  
周りから  
よく見えるようにしましょう。

## ▶ 横に並んで 走る



ほかの自転車と横に並んで  
走っては いけません。  
話しながら運転するのも  
危ないです。

## 危ない運転をした人は講習を受けることになります

14歳以上の人で3年の間に2回以上危ない運転をした人は、  
自転車運転についての講習を受けなければなりません。

## 「危ない運転」とは次のようなものです

- 信号を守らない
- 走ってはいけない場所を走る
- 歩道を走ったり車道の右側を走ったりする
- 自転車が走ってもよい歩道でスピードを出す
- 歩いている人の邪魔になるような走り方をする
- 踏み切りで遮断機が閉じているのに踏み切りに入っていく
- 交差点で危ない渡り方をする
- 交差点で車のじゃまをする
- 一度止まらなければならない場所で止まらずに走る
- ブレーキがきかない自転車に乗る
- お酒を飲んだ状態で運転する
- 「ながら運転」をする
- 「あおり運転」をする

